令和８年 10 月 29 日付け公告の内容

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８８条第４項の規定に基づき、変更後の県営吉沼明戸上口地区土地改良事業（区画整理）の計画の概要について、関係市長と協議するので、同条第６項において準用する同法第８７条の２第８項の規定により公告する。

なお、同法施行規則（昭和２４年農林省令第７５号）第５７条の２の２第２項に規定する事項は、下記のとおりとする。

令和８年 10 月 29 日

記

１　縦覧に供すべき書類の名称

変更後の県営吉沼明戸上口地区土地改良事業（区画整理）計画の概要

２　縦覧の期間

令和８年 10 月 30 日から令和８年 11 月 30 日まで

３　縦覧の場所

茨城県県南農林事務所

４　意見書の提出方法

当該事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、意見がある者の住所、氏名を記載した意見書を提出すること。

５　意見書の提出先

〒３００－００５１

茨城県土浦市真鍋５－１７－２６

茨城県県南農林事務所